



# パークファンプレーヤー募集要項

【令和8年度版】

パークファン事務局

1. みんなで公園活用事業（パークファン）について	3
2. 募集概要	4
2-1 募集内容	4
2-2 活用可能な公園	5
2-3 応募資格	5
2-4 応募条件	5
2-5 プレーヤーへのお願い	5
3. 企画条件	6
3-1 実施できない企画	6
3-2 設備の使用について	6
3-3 搬入車両の乗入れについて	6
3-4 パークファンを示す看板等の設置	6
3-5 許認可申請・使用料の納付について	7
4. 応募方法	8
5. プレーヤーの選定	9
5-1 選定基準	9
5-2 選定スケジュール	10
5-3 プレーヤー認定の取り消しについて	10
6. プレーヤー選定後のプログラム開催までの流れ	11
6-1 プログラム開催に係る支援について	11
6-2 プログラム開催までの流れ	11
7. パートナープレーヤーについて	12
8. お問い合わせ先	12

## 1. みんなで公園活用事業（パークファン）について

パークファンは、公園での活動を周辺地域へと広げ、そこで暮らす方々の新たなつながりをつくることを目指して「公園でこんなことができたらいいな♪」「自分の住んでいる地域を良くしたい!」という思いを持った“みなさま”が主役の取り組みです!

公園がもっと楽しい (fun) 場所となるように、そして公園のファン (fan) が増えるようにという思いを込めみなさまが公園で活躍するための最初の一步をみんなで実現します。



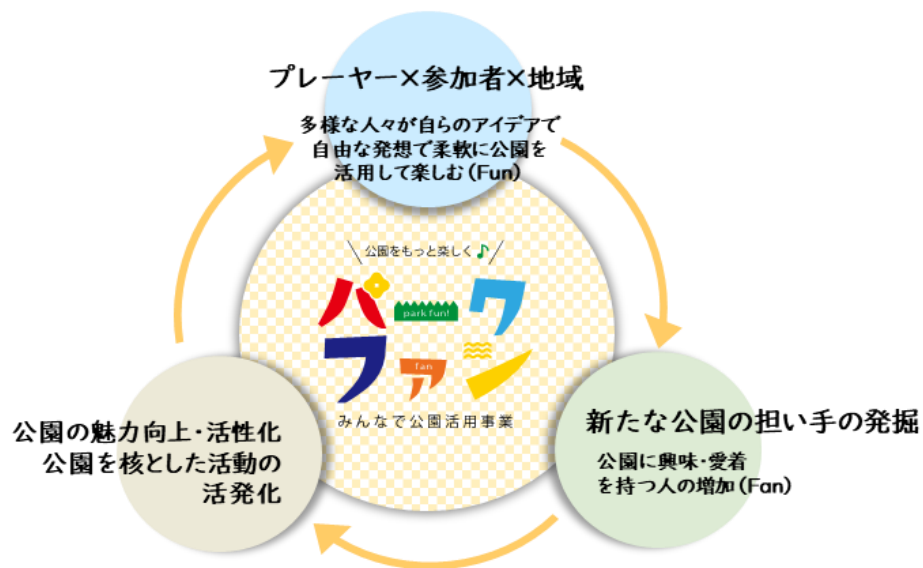
みんなで公園活用事業

公園は、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、現在、公園は、ポストコロナの新たな時代において、そのポテンシャルを最大限発揮することが求められており、様々な活動を展開できる、都市の貴重なオープンスペースとしても注目されています。

そこで、これまでの一般的な公園の使い方に加え、都市のオープンスペースである公園の特性を活かしながら、多種多様な人々が自らのアイデアで公園を活用してもらうことで、市民が公園やまちに自発的・能動的に関わるきっかけをつくることを目的とし、令和3年度よりだれもが自分たちの公園を自由な発想で、もっと柔軟にもっと楽しく使いこなすための施策として「みんなで公園活用事業（愛称：パークファン）」を進めてきました。

令和3～7年度の5年間では、18区・41公園で計168回のプログラムを実施しました。

引き続き、地域の身近な公園（近隣公園・地区公園・街区公園）を対象に実施していくため、新規プレイヤーを募集します。



【参考】パークファンのめざす姿

## 2. 募集概要

### 2-1 募集内容

- ・ 「公園というフィールドを活用して、こんなことをやってみたい」、「こんなことが公園でできれば楽しいのではないか」と思う、自由な発想による公園活用の企画を考えて実施していただくプレイヤーを募集します。
- ・ 1日限りの実施でも、複数日の実施でも大丈夫です。
- ・ だれもが気軽に参加できる企画のご提案をお願いします。

《想定する企画内容(例)》

- ✓ アウトドア体験(商品の展示及び体験)や参加体験型のワークショップ
- ✓ 自分の特技を活かした体験プログラム
- ✓ 昔あそびなど地域の子どもたちと一緒に公園でやってみるプログラム

【プログラム種別ごとの取り組みイメージ】

#### 防災

公園から始める  
地域の防災・減災活動



災害時の一次避難場所となる公園で、防災グッズの製作や防災クイズに挑戦しながら楽しく知識を身に付けられます!

#### 環境

ゴミ拾いや花壇の手入れによる  
公園内の維持管理活動



みんなで一緒にゴミ拾いや花壇の手入れをすることで、スポーツやゲームのように楽しみながら、気持ちの良い公園づくりができます!

#### 健康・スポーツ

簡単な運動から  
健康習慣づくり



地域の公園で、太陽の光や風を感じながらストレッチ、歌唱、スポーツなどを行うことで、健康な体づくりが気軽に始められます!

#### 子育て、教育

子どもたちの豊かな発想力や  
表現力を育むアクティビティ



落ち葉プール、段ボール迷路づくり、色探し、綱引きなど、家ではなかなかできないことも公園でなら思いっきり楽しめます!

#### 文化・芸術・伝承

公園だからこそできる  
世代を超えた遊び・交流



昔から親しまれている伝承遊びや踊りなどを通して文化を伝えながら、幅広い世代の方が交流できる場をつくれます!

#### レクリエーション

公園のオープンな空間を  
活かした賑わいづくり



ストリートピアノならぬパークウクレレ! 自由に弾いて楽しんでもらいます。公園に楽しい音色が響いていました。

## 2-2 活用可能な公園

- ・ パークファンとして活用可能な公園は、地域の身近な公園（近隣公園・地区公園・街区公園等）です。  
※調整の結果、希望する公園で実施できない場合もありますのでご了承ください。  
※指定管理者制度等が導入されている公園は対象外となります。  
指定管理者制度等が導入されている公園（令和8年4月時点）：大阪城公園、鶴見緑地、天王寺公園、長居公園、八幡屋公園、靱公園、扇町公園、難波宮跡公園、うめきた公園
- ・ 下記「大阪市都市公園一覧表」の 7～70 ページをご参照の上、公園種別が「近隣公園（略記号：近）」「地区公園（略記号：地）」「街区公園（略記号：街）」と記載されている公園からお選びください。
- ・ 活用したい公園の名称がわからない場合、「〇〇地域にある公園」や「〇〇の建物の横の公園」などの表記でも大丈夫です。
- ・ 実施したい公園は、1公園だけでも、複数の公園を指定いただくことも可能です。  
〈大阪市都市公園一覧表 ※7～70 ページ参照〉  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372135.html>

## 2-3 応募資格

- ・ 個人、団体、企業、個人事業者など、どなたでもご応募いただけます。
- ・ 暴力団等の反社会的勢力及びそれに属する個人、または密接な関係を有する個人及び団体に該当する方はご応募いただけません。

## 2-4 応募条件

- ・ 応募者ご自身が責任者となり、プログラムの企画、当日の運営、安全確保等の必要な対策、プログラム開催後の報告まで実施する（できる）ものとします。
- ・ 企画のみを応募者で行い、当日の実施や運営は他の事業者等が担うものは対象外となります。

## 2-5 プレーヤーへのお願い

- ・ 応募後、メールでの連絡、及び Web 会議システム等により打合せができるようお願いします。
- ・ 実施にあたっては都市公園法、大阪市公園条例の規定を遵守するとともに、地域の関係機関との協議の中での指示等に従ってください。
- ・ 本事業は、プレーヤーの皆さまに試行的にプログラムを開催いただくことで、今後の柔軟な公園活用に向けた継続的な展開を検証することを目的に実施しております。そのため、プログラム開催前・開催後のヒアリング調査にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・ 公園の利活用事例として市民の皆さまに広く発信するため、プログラム開催後に当日の写真や参加者からの声、プログラムを開催した感想等をご提供いただきますようお願いいたします。

## 3. 企画条件

### 3-1 実施できない企画

都市公園は年齢や社会的な立場に関わらず、誰もが公平かつ多目的に利用できる場としての公共性を有しています。パークファン事業としてのプログラムを開催するにあたっては、公共性を確保し続けることを前提に、公園管理上の条件を踏まえ、以下に該当する企画は実施できません。

- ・ 公園での営利活動、宣伝を目的とする企画
- ・ 公園施設を傷める可能性のある企画（例：スラックラインやハンモックの設置、木登り 等）
- ・ 他の公園利用者の安全性を確保できない企画
- ・ 公園の不適切な利用を助長するような行為を含む企画
- ・ プログラム開催において大型の会場設備などを要する企画
- ・ 公園全体を独占的に使用する企画
- ・ 火を長時間焚き続ける行為・企画（焚火・スウェーデントーチ 等）
- ・ その他、公序良俗に反する行為を含む企画

### 3-2 設備の使用について

- ・ 水道の使用希望がある場合は、使用の目的、使用量に応じて、使用の可否を協議させていただきます。
- ・ 公園内の電源設備を使用することはできません。

### 3-3 搬入車両の乗入れについて

- ・ 公園内への搬入車両の乗入れは原則禁止となっています。

### 3-4 パークファンを示す看板等の設置

- ・ パークファンプログラムを開催する当日は、パークファン事業であることを示すために、当日現地に「パークファン」を示す表示板またはパークファンののぼり・立て看板の設置をお願いします。
- ・ のぼり・立て看板については、パークファン事務局より貸し出しを行います。

### 3-5 許認可申請・使用料の納付について

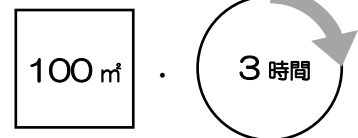
- 公園でパークファンプログラムを開催する際には、原則、大阪市公園条例に規定する占有許可及び行為許可の申請、使用料の納付が必要です。

#### 《使用料の単位》

公園でプログラムを開催する場合の使用料は、『100㎡あたり3時間』を1単位として設定されています。

#### 《使用料(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)》

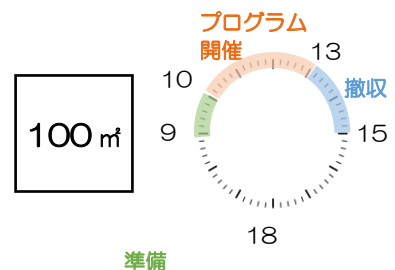
- ① 参加費を徴収しない場合:1,150円(／100㎡・3時間)
- ② 参加費を徴収する場合:2,330円(／100㎡・3時間)



#### 《使用料の算出例(100㎡を6時間利用する場合)》

##### ●算出条件

- ・ プログラム開催エリアの面積 : 100㎡(10m×10m)
- ・ 占有時間 : 計6時間(準備・撤収含む)
  - 9~10時:準備、10~13時:プログラム開催、13~15時:撤収



##### ●使用料の算出方法:準備・撤収を含む計6時間で計算

##### 参加費を徴収しない場合

公園使用料 1,150円×1単位(100㎡／100㎡)×2単位(6時間／3時間) = 2,300円

##### 参加費を徴収する場合

公園使用料 2,330円×1単位(100㎡／100㎡)×2単位(6時間／3時間) = 4,660円

※上記は一例であり、要件を満たせば減免となる場合もあるため、使用料はプログラムの内容や占有する形態等で異なります  
※具体的な使用料については、公園事務所にご確認ください

## 4. 応募方法

- ・ 記入例を参考に「アイデアシート」にご記入の上、メール・FAX・郵送のいずれか、大阪市行政オンラインシステム、もしくはパークファン公式ホームページからご応募ください。
- ・ 参加費を徴収するプログラムの場合には、営利目的ではないことを確認するために、「収支計画書(様式任意)」の添付をお願いします。
- ・ 応募にあたっては、本募集要項の記載内容をよくご確認、ご理解いただいた上でご応募ください。
- ・ 応募内容に虚偽の内容があった場合は、失格となりますので、あらかじめご了承ください。

### 《メールでのご応募》

担当:大阪市建設局公園緑化部調整課(公園活性化担当) パークファン事務局  
送付先:[parkfan@city.osaka.lg.jp](mailto:parkfan@city.osaka.lg.jp)

### 《FAXでのご応募》

FAX:06-6615-6070(大阪市建設局公園緑化部調整課 行)

### 《郵送でのご応募》

担当:大阪市建設局公園緑化部調整課(公園活性化担当) パークファン事務局  
郵送先:〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM棟4階M-4

### 《大阪市行政オンラインシステムでのご応募》

[大阪市行政オンラインシステム](https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

手続き一覧(個人向け) - 都市計画 - 公園・緑化  
手続き一覧(個人向け) - イベント



大阪市行政オンラインシステムでのご応募は[こちら](#)から↑  
初めて大阪市行政オンラインシステムを利用する方は、利用者の登録が必要です

### 《パークファン公式ホームページでのご応募》

[パークファンプレーヤー申込\(アイデアシート\)](https://forms.gle/ewad7f1gzzX91xdQ7)

<https://forms.gle/ewad7f1gzzX91xdQ7>

※ 電話や大阪市窓口での口頭によるアイデアは、受け付けておりませんのでご注意ください。

- ・ 応募書類に記載いただく個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適切に管理し、他の目的に利用・提供いたしません。
- ・ 応募いただいた企画の知的財産等、すべての権利は応募者に帰属します。

## 5. プレーヤーの選定

### 5-1 選定基準

- ・ ご応募いただいた企画内容を大阪市建設局にて順次、審査し、実際に実施していただくプレーヤーを選定いたします。
- ・ プログラムを検討される際には、以下の視点を踏まえて企画をお願いします。

#### 《審査の視点》

項目	審査の視点(例)
公共性 ・ 公平性	・ だれもが気軽に参加できるプログラムであるか
	・ 参加費を徴収する場合、子どもだけでも参加できるような工夫がされているか ▶ 例:小学生以下は無料、有料コンテンツの他に無料で参加できるものも設ける 等
	・ 公園で実施する意義のある内容のプログラムか
実現性	・ 近隣地域への影響(騒音など)に配慮した対策が取られる等、円滑なプログラム実施が期待できるか
	・ 一般来園者の公園利用に支障をきたす恐れがないか
	・ プログラムの実施にあたり、適切な人員が確保されているか
継続性	・ 今後、一定の頻度で継続的な実施が見込める内容、規模であるか
	・ 対象とする公園の地域性や環境を十分に配慮した、または活かした内容であるなど、今後、市民や事業者等の幅広い関心・参加・協力が見込めるプログラムか
将来の展開可能性	・ 応募者による実施だけでなく、他の市民、事業者等によって将来、幅広い展開の可能性が期待できるか

#### 《注意点》

- ・ 公園の周辺環境等の地域性や、企画の多様性(バリエーション)等も考慮しながら選定いたしますので、ご了承ください。
- ・ 選定結果は、2週間程度で応募者に電話またはメールにてご連絡します。また選定されたプレーヤーは順次、大阪市ホームページで発表いたします。
- ・ プレーヤー選定後に企画概要が大幅に変更となる場合は、再度プレーヤー選定の審査が必要となります。
- ・ ご応募いただいた企画の採否等に関する応募者からの個別の問い合わせには返答致しかねますので、ご了承ください。

## 5-2 選定スケジュール

ご応募いただいてからプログラム開催までは、公園周辺地域との合意形成や公園事務所への許可申請手続き等の関係上2ヶ月程度かかります。(区の広報誌などに掲載を希望される場合は、プログラム開催の3～4ヶ月前までに応募いただく必要があります。)

**書類審査** (アイデアシートを受領次第、順次審査を実施)

↓ 審査期間:2週間程度  
※必要に応じてヒアリングを実施

**選定結果を応募者に通知**

※応募者多数の場合は、支援手続きの関係上、早めに募集終了する場合があります。  
(募集終了については大阪市ホームページで告知)

## 5-3 プレーヤー認定の取り消しについて

都市公園法・大阪市公園条例・占用(行為)許可条件等の関係法令に違反した場合や、本募集要項に沿った企画・プログラム運営を実施いただけないと判断した場合は、プレーヤー認定を取り消す可能性があります。

## 6. プレーヤー選定後のプログラム開催までの流れ

### 6-1 プログラム開催に係る支援について

- ・ プログラムの企画から実施までを通して、大阪市建設局が相談窓口となって支援します。
- ・ 具体的な支援の内容は次のようなものであり、金銭的な支援、当日の運営スタッフなどの人的支援は行いません。

#### 《支援内容》

- ✓ 区広報紙、まみたん、パークファン SNS 等によるプログラム開催告知などの広報協力（情報発信）
- ✓ 企画詳細の検討に対する助言（公園での禁止事項など）
- ✓ 大阪市建設局で保管している人工芝やのぼり・看板などプログラム内で使用できる物品の貸出
- ✓ 公園事務所や地域等の関係機関との協議にあたっての相談窓口（連絡調整、協議の場への同席など） 等

### 6-2 プログラム開催までの流れ

#### ●Step1 プログラムの周知

- 1-1 実施する公園の地域の方へ企画説明
- 1-2 区の広報紙・SNS・オリジナルチラシの作成準備（情報発信は、Step2 の後になります）

#### ●Step2 公園事務所への許可申請手続き …プレーヤーご自身で公園事務所に申請を行っていただきます

- 2-1 申請書類の作成（企画書（補足資料）を作成のうえ添付してください）
- 2-2 申請書類の提出
- 2-3 公園使用料の支払い・許可証の受け取り

#### ●Step3 プログラムの開催

- 3-1 開催に向けた準備・確認
- 3-2 プログラム開催当日の運営
- 3-3 プログラム開催後の報告

## 7. パートナープレイヤーについて

本市では、パークファンの継続的な実施をめざすために、パークファン事業の理念に共感いただき、パークファンプレイヤーのお手本となる存在として活動いただける方に「パートナープレイヤー」としての活動をお願いしております。

パートナープレイヤーには、自身が責任者となったプログラムの企画・運営の他、大阪市と連携してパークファン事業の周知や、公園の柔軟な利活用の仕方を伝えていただくなど、パークファンを盛り上げていただくことを期待しています。

詳しくは、別紙『みんなで公園活用事業（パークファン）パートナープレイヤーについて』をご確認ください。

### (1) パートナープレイヤーの要件

- ✓ 自身が主催となり、複数年継続もしくは複数公園でプログラムを実施していること（公園事務所への手続きの実績に基づいて判断します）
- ✓ パークファン研修の受講

### (2) パートナープレイヤーとして活動いただくこと

- ✓ プレイヤーのお手本として、他プレイヤーのプログラム開催時のサポート
- ✓ パークファンについて、自身の SNS 等での発信や地域への情報発信
- ✓ ヒアリングやアンケート等への協力

### (3) パートナープレイヤーのメリット

- ✓ 参加費の有無に関わらず、プログラムを開催する際の使用料を免除
- ✓ パークファン以外での公園活用に関する活動について、本市のパークファンの情報発信（HP、SNS 等）の中で紹介

### (4) パートナープレイヤーの認定取消

- ✓ 本市の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合
- ✓ パートナープレイヤーに社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じた場合

## 8. お問い合わせ先

担当：大阪市建設局公園緑化部調整課（公園活性化担当）パークファン事務局

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM棟 4階 M-4

電話：06-6615-6768

FAX：06-6615-6070

電子メール：[parkfan@city.osaka.lg.jp](mailto:parkfan@city.osaka.lg.jp)